

講習熟防予 ～第11回～

複合用途防火対象物(2) ～従属的な用途～

複合用途防火対象物の従属的な用途に関する運用指針(令別表第一に掲げる防火対象物の取り扱いについては、防火対象物に対するハード・ソフト両面に係る規制の根本をなす、消防法令上極めて重要な通知です。

東京理科大学大学院
国際火災科学研究所
教授
小林恭一 博士(工学)

従属的な用途

複合用途防火対象物の「二以上の用途」について定めた消防法施行令第1条の2第2項では、その後段で、「他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められるものがあるときは、当該一の用途は、当該他の用途に含まれるものとする」とされています。劇場にある小さな売店のようなものはいちいち一つの用途として扱って、ほとんどの劇場は「複合用途防火対象物」になってしまいますが、それでは、さまざまな建物の火災危険性を十分に捉えることはできていないと考えているのでしょう。まあ、常識的な規定だと思えます。

この第2項は、制定当初(昭和36年)にはありませんでしたが、千日デパートビル火災と大洋デパート火災を契機として昭和47年から50年に複合用途防火対象物と特定防火対象物にかかる規制強化がおこなわれた際に、複雑な制定、改正の経過をたどります。末尾の表にその経過を整理してみました。

複合用途関係条文改正等の経過

千日デパートビル火災(昭和47年5月)の後、まず、昭和47年12月に法令改正がおこなわれます。この改正で、令別表第一(16)項がイとロに区分されるとともに、(16)項イについてはSPの設置などについて厳しい規制強化がおこなわれました。

この改正の施行日(昭和48年6月)の半年後に大洋デパート火災(昭和48年11月)が発生したため、昭和49年6月に特定防火対象物に対する遡及適用条項(現行消防法17の2の5第4項)を含む消防法の大改正がおこなわれ、その際に「複合用途防火対象物」という用語と定義が法8条1項に追加されます。千日デパート火災対策の積み残された法改正が、この時一緒におこなわれたのです。前回、この改正の際に(16)項がイとロに区分されたように書きましたが、この表を整理してみて、間違いだと気づきました。お詫びして訂正します。

され、第2項として「法第8条第1項の政令で定める二以上の用途は、異なる二以上の用途のうち別表第一(一)項から(15)項までに掲げる防火対象物の用途のいずれかに該当する用途が含まれている場合における当該二以上の用途とする。」と定められました。この規定は公布日即日施行とされ、後段の規定はありませんでした。

ところが、それからわずか1カ月後の昭和49年7月に第2項に後段が追加され、施行日も半年遅らせて昭和50年1月とされています。そしてその3カ月後に、ご存知の「令別表第一に掲げる防火対象物の取り扱いについて」(昭和50年4月15日付け消防予第41号、消防安第41号。以下「41号通知」といふ)が出ているのです。

特定複合用途防火対象物と遡及適用

このように整理してみると、改めて41号通知の重要性がわかってきます。昭和47年12月の政令改正は極めて強い規制

強化でしたが、既存物件は対象ではなかったため、消防機関も何とか対応できました。ところが、昭和49年6月の法改正で特定防火対象物に対する遡及適用が義務づけられ、特に「特定複合用途防火対象物」と判定されると、SPを含むさまざまな消防用設備等を設置しなければならなくなりました。中学校を(一)項として扱っていたところ、中に売店(4)項があるため(16)項イになるのでSPの設置が必要になる、などということになったら大騒ぎになりますし、火災危険性の実態とも合いません。おそろしくそんな指摘が消防機関の方々から相次ぎ、消防庁もあわてて令第1条第2項に後段を追加するとともに、施行日に猶予期間を設けたのだと思います。それでも、現実の防火対象物の複雑な実態に対して用途をどう判定するかについては疑問が相次ぎ、施行後3カ月で41号通知を出すことになりました。この通知では、別表で「主たる用途」と「機能的に

従属している用途」の別を設けるとともに(41号通知1(一))、従属的な用途の面

複合用途関係条文改正等の経過

年月日	複合用途防火対象物に対する規制強化	二以上の用途と従属用途に関する規定	遡及適用に係る改正
S47.5.13		(千日デパートビル火災 118人死亡)	
S47.12.1	令別表第一(16)項がイとロに区分。16項イへのSP設置(現行令12条1項10号)等(S48.6.1施行)		
S48.11.29		(大洋デパート火災 100人死亡)	
S49.6.1	複合用途防火対象物の用語と定義策定(現行法8条1項)(S49.6.1施行)	現行令1条の2第2項前段(二以上の用途)制定(S49.6.1施行)	特定防火対象物に対する遡及適用(現行法17条の2の5第4号)(S49.6.1施行)
S49.7.1		現行令1条の2第2項後段(従属用途)追加(S50.1.1施行)	
S50.4.15		41号通知制定	

積と割合についてもメルクマールを設け(同1(2))、(1)又は(2)に該当するものについては「従属的な部分を構成すると認められる」として、むやみに「複合用途防火対象物」と判定しなくても済むように措置したのです。